

「県版特区」の取組

「県版特区」の考え方

企業の立地環境を改善するため、国の規制緩和と併せて、土地利用等に関して県が権限を持つ各種規制を見直していく。規制緩和する対象エリアは、各制度の特性により判断。

	規制緩和項目	規制緩和の内容	対象エリア	対象業種等
1	都市計画法に基づく 県開発審査会提案基準の新規制定 【平成 26 年 4 月施行】	・都市計画法第 34 条第 14 号に基づく県開発審査会提案基準に、一定の要件を満たせば市街化区域編入前の工業系特定保留区域に工場、研究所、本社が立地可能となる新基準を追加する。	・県が開発許可権限を有する市町の工業系特定保留区域	・「インベスト神奈川 2nd ステップ・プラス」の対象業種 ・投資額要件、雇用要件ともインベストと同様 ・敷地面積 1 ha 以上
2	県土地利用調整条例の審査指針の改正 【平成 26 年 4 月施行】	・新たな県開発審査会提案基準等により工業系特定保留区域に立地する場合、緑地率を一律 20%に緩和（現行 40%～20%）する。	・県全域の工業系特定保留区域	・新たな県開発審査会提案基準等で開発を許可された工場・研究所・本社が対象 ・敷地面積 1 ha 以上
3	工場立地法の県準則条例の改正 【平成 26 年 4 月施行】	・新たな県開発審査会提案基準等により工業系特定保留区域に立地する場合、緑地面積率を従前の 25%以上から 20%以上に緩和する。 ・工場の敷地の有効活用を図るため、重複緑地の算入率を従前の 25%から 50%に引き上げる。	・県条例が施行される町村の工業系特定保留区域 ・重複緑地の算入率の引き上げは、町村の全区域	・新たな県開発審査会提案基準等で開発を許可された工場が対象 ・敷地面積 9,000 m ² 以上または建築面積 3,000 m ² 以上
4	都市計画法の市町地区計画の活用促進 【平成 26 年 4 月以降 随時実施】	・地域協議会の産業集積促進部会を活用して、法定協議の合理化・スリム化を図る。	・「さがみロボット産業特区」のエリア	・ロボット関連産業が中心
5	県環境影響評価条例等の改正 【平成 26 年 4 月施行】	・工場・事業場、研究所の建設の際の面積要件を 3 ha 以上から 10ha 以上にする。（規則改正） ・手続き期間を約 200 日短縮する。（条例改正等）	・県全域	・業種限定なし